

認知症カフェの登録を受付します



1 目的

認知症の人の生きがい支援、介護する家族の介護負担の軽減及び地域住民の認知症への理解と啓発を推進するため、認知症の人、その家族、地域住民の誰もが気軽に集い、相互交流、情報交換等のための場である認知症カフェを、市への登録を通じて広く周知します。

2 登録

認知症カフェ登録申込書を提出してください。

◇認知症カフェに登録すると

- 1 ホームページの春日井市認知症カフェの一覧に掲載します。
- 2 登録証を進呈します。(外から見えるところに貼って下さい。)
- 3 希望者に認定のぼりを進呈します。

3 要件

- (1) 市内に店舗等を有し、認知症の人やその家族が利用しやすい環境を提供すること。
- (2) 認知症サポーター養成講座の受講者又は3か月以内に認知症サポーター養成講座を受講できる者を1名以上配置すること。
- (3) 家族介護者支援センターとの連携をすること。
- (4) 認知症徘徊高齢者SOSネットワークへの登録又は認知症サポーター、認知症見守りボランティア等との協力体制を確立するよう努めること。

暴力団や暴力団が実質的に経営に関与している場合、又は暴力団と密接な関係を有する団体や個人は対象となりません。

【問い合わせ・申請先】
春日井市健康福祉部地域福祉課
地域包括ケア推進室

電話 0568-85-6187
FAX 0568-84-5764
E-mail chiikifk@city.kasugai.lg.jp